

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、「グローバルに顧客から信頼されるプラスチック・ソリューション・カンパニー」を目指しております。その目標実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、経営の透明性及び健全性を確保し、経営環境の変化に即応できる経営体制を確立することが、重要な課題であると認識しております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.sekisuiplastics.co.jp/assets/images/company/pdf/guideline.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則4-2①、取締役会の役割・責務(2)]

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対して健全かつ適切なインセンティブを与えるべく、経営陣の月額報酬の一部を業績反映分として設定する他、一定額以上を拠出して役員持株会を通じて適切な割合で自社株式を購入することとしており、この購入した株式は、その在任期間中、その全てを保有すべきこととしています。

この手続を見直し、さらに客観性・透明性を高めるべく、委員の過半数を独立社外役員とする「指名・報酬等委員会」を設置し、同委員会が取締役の報酬制度やその水準等について検討を進めております。

[補充原則4-3②、取締役会の役割・責務(3)]

取締役会は、各取締役が、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを十分に認識した上で、独立社外取締役の意見を尊重し、適時に、透明性ある手続によって、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任しています。

また、手続の客観性・透明性を高めるべく、委員の過半数を独立社外役員とする「指名・報酬等委員会」が検討を進めております。

[補充原則4-3③、取締役会の役割・責務(3)]

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を妨げるような仕組みは存在しません。また、手続の客観性・透明性を高めるべく、委員の過半数を独立社外役員とする「指名・報酬等委員会」が検討を進めております。

[原則4-11、取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、各分野に精通した業務執行取締役と、企業経営全般に豊富な経験を有している社外取締役による適正な規模で構成されています。現在の取締役は、全員男性かつ日本人となっていますが、ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても引き続き検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4、政策保有株式]

i) 政策保有に関する方針

当社は、重要取引先・パートナーとして、保有先の企業価値向上と当社の中長期的な企業価値向上の最大化を図る場合において有益かつ重要と判断する上場株式を、限定的かつ戦略的に保有します。

ii) 検証内容

個別の政策保有株式について、毎年、上記の保有方針に基づく円滑な取引関係維持などの定性的観点と、含み損益や受取配当金などの定量的観点の両面で合理性を検証した上で、総合的に保有の是非を検討し取締役会に報告しています。合理性が認められない場合は、相手先企業と協議を経た上で適宜売却します。現在保有する株式については、2020年2月開催の取締役会において、保有の合理性があるものと確認しました。

iii) 議決権行使に関する基本方針

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断しています。

[原則1-7、関連当事者間の取引]

当社グループが役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

[原則2-6、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、セキスイ企業年金基金に加入しております。同企業年金基金は、執行機関である理事会並びに事務局に専門性を持つ人材を配置するなど、運用面で期待される役割を発揮できる体制を整えております。

また、同企業年金基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した議員及び加入者互選による議員を同人数選出しており、当社と受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(i) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイトやIR決算説明会、株主通信等で積極的に開示しています。
なお、中期経営計画「Make Innovations Stage-II」の詳細は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。
<https://www.sekisuiplastics.co.jp/a.php?id=10>

(ii) 「コーポレートガバナンスガイドライン」(2.3)に記載の通りです。

「コーポレートガバナンスガイドライン」は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.sekisuiplastics.co.jp/assets/images/company/pdf/guideline.pdf>

(iii) コーポレート・ガバナンス報告書の「取締役報酬関係」 「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

(iv) 当社では、経営陣幹部、あるいは取締役・監査役として全てのステークホルダーの期待に応え、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、職務と責任を全うできる人材を選任するという方針としております。この方針に基づき、取締役候補の指名にあたっては、「指名・報酬等委員会」が取締役候補の原案を取締役会に答申し、取締役会が同答申を尊重して候補を決定することとしております。また、監査役候補の指名にあたっては、代表取締役が監査役候補の原案を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、候補者の原案を取締役会に提案し、取締役会において候補者を決定しております。

(v) 個々の選解任・指名理由を、株主総会招集通知に開示しています。

[補充原則4-1①. 取締役会の役割・責務(1)]

取締役会では、経営の基本方針、法令または定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項など取締役会規則で定められた重要事項の意思決定を行っています。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても社内規則により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

取締役会は、会社法が定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社独自の「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

また、取締役会では、取締役会での十分な議論を通じて、豊富な知識と経験により、取締役会において、率直・活発で建設的に助言し監督できる人物を候補者として選定しています。

なお、「社外役員の選任及び独立性に関する基準」は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.sekisuiplastics.co.jp/assets/images/company/pdf/policy.pdf>

[補充原則4-11①. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性および適正人数を保つこととしています。社内取締役には、事業部門、本社部門などに精通した人材をバランス良く配し、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たす方針としています。

取締役候補者の選定方針及び具体的な候補者の選定案については、「指名・報酬等委員会」が会社の各機能と各事業をカバーできるバランス、適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮して審議の上、原案を取締役会に答申し、取締役会が、同答申を尊重して決定することとしております。また、的確かつ迅速な意思決定のために、適切な取締役会の規模となるよう努めています。

[補充原則4-11②. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役・監査役の兼任状況は、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しています。また、取締役会・監査役会での出席状況についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしています。

[補充原則4-11③. 取締役会全体の実効性評価]

取締役会全体の実効性について分析・評価を行うため、全ての取締役および監査役を対象に、外部第三者機関のアドバイスを参考に作成したアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において議論しました。

その結果、取締役会の規模、構成、運営状況、審議のあり方を含む実効性は充分確保されており、また、任意の指名・報酬等委員会設置など近時の当社ガバナンス改善への取り組みも評価されました。一方で、①中期経営計画の実現に向けての未達原因の分析、②「役員トレーニング」の改善、③取締役会付議事項の絞り込み等の改善点が明らかになりました。

今回の評価結果を踏まえ、今後も取締役会のさらなる実効性の向上に取り組んでまいります。

[補充原則4-14②. 取締役・監査役のトレーニング]

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、次の通りです。

「当社では、取締役・監査役に対し、求められる役割と責務(法的責任を含む)、必要とされる資質・知識などを踏まえたトレーニングの機会の提供・斡旋及び費用の支援を行う。」

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、「株主との建設的な対話に関する方針」を取締役会で決議し、実行しています。

「株主との建設的な対話に関する方針」は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.sekisuiplastics.co.jp/assets/images/company/pdf/standard.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
積水化学工業株式会社	9,855,792	21.75
第一生命保険株式会社	3,031,554	6.69
積水化成製品従業員持株会	1,711,164	3.78

BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,500,000	3.31
積水樹脂株式会社	1,419,500	3.13
大同生命保険株式会社	1,418,000	3.13
株式会社エフビコ	1,348,933	2.98
株式会社三菱UFJ銀行	1,327,544	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,305,500	2.88
旭化成株式会社	1,250,000	2.76

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を1,668,884 株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
網本勝彌	他の会社の出身者								△			
馬場宏之	他の会社の出身者											
窪田森雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
網本勝彌	○	網本勝彌氏が2008年まで代表取締役に就任していた株式会社フジタとの間に、当社グループは製品等の取引がありますが、2018年度において、当社グループから同社への販売実績は、当社の連結売上高の0.02%未満であり、同社から当社グループへの販売実績はありません。また同氏は、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	網本勝彌氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、その豊富な知識と経験で当社の経営執行に対し、独立した立場より助言いただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。

馬場宏之	○	馬場宏之氏が2013年まで代表取締役就任していた住友ゴム工業株式会社グループと当社グループとの間に取引関係はありません。また、同氏が社外取締役に就任している株式会社神戸製鋼所グループと当社グループとの間に製品等の取引がありますが、2018年度において、当社グループから同社グループへの販売実績は、当社の連結売上高の0.01%未満であり、同社グループから当社グループへの販売実績はありません。同氏は、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	馬場宏之氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、その豊富な知識と経験で当社の経営執行に対し、独立した立場より助言いただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。
窪田森雄	○	窪田森雄氏が2017年まで代表取締役に就任していたオーブコムジャパン株式会社と当社グループとの間に取引関係はありません。また同氏は、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	窪田森雄氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、その豊富な知識と経験で当社の経営執行に対し、独立した立場より助言いただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新
--

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等委員会	5	0	1	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等委員会	5	0	1	3	1	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名・報酬、取締役会の実効性評価その他コーポレート・ガバナンス全般に関する取締役会の独立性・客観性を強化し、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、委員の過半数を独立社外役員とする指名・報酬等に関する任意の委員会を設置しております。社外有識者1名は、当社の社外監査役です。

現在の指名・報酬等委員会の構成は、社内役員1名（柏原正人）、独立社外役員4名（網本勝彌、馬場宏之、窪田森雄及び長濱守信）であり、委員長は社外取締役（馬場宏之）が務めております。

当社の指名・報酬等委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人が実施した会計監査の説明を受けて、定期的に意見交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携、協調をはかり、監査の充実に努めております。

当社は、内部監査部門として「監査室」を設置しており、監査結果はその都度、監査役に報告され、その報告を参考に監査役は往査を実施しております。また、監査役は監査室に対し必要に応じて特定事項の調査を依頼しております。監査室は、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱部祐一	他の会社の出身者									△	△			
長濱守信	他の会社の出身者										△			
高坂敬三	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱部祐一		濱部祐一氏が常勤監査役に就任している積水化学工業株式会社は、当社の株式を21.75%保有しているため、独立役員に指定していません。	濱部祐一氏は、長年にわたって企業経営に携わっており、その豊富な知識と経験を当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、当社グループは濱部祐一氏が常勤監査役に就任している積水化学工業株式会社グループとの間に製品等の取引がありますが、2018年度において、当社グループから同社グループへの販売実績は、当社の連結売上高の1.7%未満、同社グループから当社グループへの販売実績は、同社の連結売上高の0.06%未満であり、同氏の社外監査役としての独立性は損なわれないと判断しております。
長濱守信	○	長濱守信氏は第一生命ホールディングス株式会社の取締役（上席常勤監査等委員）に就任しており、同社の子会社である第一生命保険株式会社は、当社の株式を6.68%保有しております。また、当社グループは第一生命保険株式会社へ保険料等の支払いがありますが、その額は2018年度において、第一生命ホールディングス株式会社グループの連結経常収益の0.004%未満であり、同社グループは、当社の主要な借入先には該当していません。また同氏は、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	長濱守信氏は、長年にわたって企業経営に携わっており、その豊富な知識と経験を当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。

高坂敬三	○	高坂敬三氏は弁護士であり、同氏及び同氏が顧問に就任している色川法律事務所と当社との間に顧問契約等の取引関係はありません。また同氏は、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	高坂敬三氏は、弁護士として企業法務に対する幅広い知見があり、この知見を当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。
------	---	---	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立役員判断基準につきましては、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の「原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は、株式報酬制度を導入することで、取締役の業績向上への意欲付けになると考えておりますが、現在は役員持株会を通した自社株購入を励行しております。また、2007年4月24日開催の取締役会において、取締役および監査役に関する退職慰労金制度を、2007年6月22日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議したことにもない、取締役については、それまで役位に応じて積み立てていた年間の退職慰労金積立額の半額相当を月次報酬に振り替えて支給し、役員持株会を利用した当社株式購入資金に充当するよう取締役に義務付けを行っております。今後、インセンティブ的報酬制度がより普及するものと考えられますので、当社としての報酬制度のあり方を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

2018年度に係る報酬等の額として、取締役10名に対し152百万円(うち、社外取締役分は3名に対し25百万円)、監査役5名に対し60百万円(うち、社外監査役分は3名に対し13百万円)を支払っております。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。支給人数および報酬等の額には、2018年度中に退任した取締役1名分を含めております。また、当事業年度において計上した役員賞与引当金繰入額20百万円(取締役9名に対し14百万円(うち社外取締役3名に対し3百万円)、監査役5名に対し6百万円(うち社外監査役3名に対し2百万円))を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により、取締役全員の総額報酬の最高限度額が定められております。各取締役の報酬等は、基本報酬、賞与より構成されております。

基本報酬は、取締役の役割の大きさや責任範囲に応じたものと業績によるものを支給しております。なお、中長期の業績を反映させる観点から、役員持株会を通じて当社株式を購入する制度を設けております。

賞与は、全社業績等を勘案し、報酬額を決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会の決議により、監査役全員の報酬額の最高限度額を決定しております。各監査役の報酬等の額は、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に対する情報伝達体制として、取締役会審議事項等について取締役会事務局から事前に資料を配付し説明するとともに、特に重要な議案については社内取締役により十分な説明を行っております。

社外監査役に対する情報伝達体制として、常務会の審議事項等について常勤監査役から社外監査役に説明を行っております。また、社外監査役は必要に応じて、常勤監査役とともに各事業所の往査も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1) 業務執行

ア 取締役会(ほぼ月1回開催)

取締役会は、9名の取締役(うち3名は社外取締役)で構成され、議長は社長が務めております。取締役会には、社外取締役3名及び社外監査役3名を含む監査役5名全員が出席し、適宜意見を述べております。

取締役会では、経営方針や中期経営計画の策定、業務執行に関する重要事項を報告・審議・決議するとともに、取締役および執行役員による業務執行を監督し、内部統制のための体制の整備等を行っております。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年としております。

イ 常務会(月1回以上開催)

常務会は、社長の諮問機関として常勤の社内取締役6名全員及び執行役員8名(取締役を兼務する執行役員を除く)をもって構成され、また、常勤監査役2名が出席し、必要があると認めたときは、適宜意見を述べております。

常務会では、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかり、重要な業務執行へ対応するため、経営の基本政策および経営方針に係る事項の審議ならびに各部門の重要な執行案件について審議しております。

ウ 社内委員会

(ア) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス、リスク管理業務の執行に関する重要事項およびその対応について審議することとしております。また、一定規模のグループ会社ではコンプライアンス委員会を設置し、その他のグループ会社にはコンプライアンス責任者をおき、連携をはかっております。

(イ) CSR統括委員会

事業活動の全般におけるCSRに関する重要課題ならびにその対応について審議しております。下部組織として、保安委員会、品質委員会及び環境委員会があり、各委員会を統括しております。

(2) 監査・監督

ア 監査役会(ほぼ月1回開催)

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名で構成されております。各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や、職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。

監査役は、内部監査部門である監査室との定期的な会合や業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行い、連携、協調をはかり、監査の充実に努めております。

なお、監査役が補助すべき使用人を置くことを取締役に要請した場合、取締役は監査役と協議のうえ補助使用人を置くことを、取締役会で決議しております。

イ 内部監査

当社は、内部監査部門として監査室(4名)を設け、監査計画書に基づき、法令遵守、リスク管理、内部統制システムの運用状況等、業務全般にわたり監査を実施し、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価しております。また、内部監査を定期的の実施しており、監視と業務改善に向けて、具体的な助言及び指導を行っております。監査室は、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

グループ会社に対する監査は、監査室が行っております。

ウ 会計監査人

当社は会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適宜会計に関する指導を受けており、監査業務は、あらかじめ監査日程を策定し、計画的に監査が行える体制を整備しております。

2019年3月期の監査業務は、公認会計士松本要、同谷間薫を含む公認会計士10名その他19名によって行われました。継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

(3) 指名・報酬等委員会

取締役会の諮問機関として、コーポレート・ガバナンス全般に係る取締役会の独立性・客観性を強化し、ステークホルダーへの説明責任を果たすことを目的に、取締役の人事や報酬、取締役会の実効性評価などの事項について審議し、その結果を取締役会へ答申することとしております。

委員の過半数は独立社外役員で構成されると定められており、現在の構成は社内役員1名、独立社外役員4名で、委員長は社外取締役(馬場宏之)が務めております。

(4) 責任限定契約

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会により、業務執行の監視、監督を行っております。

取締役9名のうち3名が社外取締役であり、客観的な観点からの経営監督機能を担うとともに、取締役会の意思決定の妥当性と透明性を確保しております。監査役5名のうち3名が社外監査役であり、監査役または監査役会への適時適切な重要事項の報告体制を整備することにより、監査機能を強化し、経営判断の合理性・透明性・公正性を確保しております。また、2019年に過半数の委員を独立社外役員とする「指名・報酬等委員会」を設置し、社長の後継候補者や取締役候補者、取締役報酬等を審議することとしております。

こうした現状の体制にて、経営判断の合理性・透明性・公正性の確保及び客観的・中立的な視点での経営の監督機能の両面で、十分に機能する体制が整っていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年の定時株主総会は6月21日に開催いたしましたが、招集通知を5月30日に発送することにより、総会日の22日前（法定期日より5営業日前）の発送となりました。 なお、和文の招集通知および英文（要約）の招集通知を、5月27日に東京証券取引所（TDnet）および当社ウェブサイトに掲載いたしました。 （和文） https://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/ir-library/ir-notice/ （英文（要約）） https://www.sekisuiplastics.com/
集中日を回避した株主総会の設定	2019年の定時株主総会は、6月21日に開催いたしましたが、一般的に集中日とされる日（6月27日）より4営業日前の開催となりました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席しない株主が電磁的方法により議決権を行使することを可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、英文の招集通知（要約）を作成し、東京証券取引所（TDnet）および当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.sekisuiplastics.com/

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「株主との建設的な対話に関する方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。 https://www.sekisuiplastics.co.jp/assets/images/company/pdf/standard.pdf	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年2回決算説明会を開催し、代表取締役社長による説明を行っております。決算内容や年度計画および中期経営計画の進捗状況を主な説明内容とし、証券会社アナリスト、機関投資家ファンドマネージャーに参加していただいております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、代表取締役社長が国外機関投資家を訪問し、当社の概要をはじめ、決算内容、年度計画および中期経営計画を説明しております。2019年度はヨーロッパ、アメリカの機関投資家を訪問しました。また、担当取締役やIR担当者も、国内外の機関投資家やアナリストを積極的に訪問しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、当社ウェブサイトに、株主・投資家向けのサイトを開設し、IR情報を掲載しております。主な掲載情報は、業績・財務のハイライト、決算短信、株主向け事業報告書、決算説明会資料、アニュアルレポートなどであります。 https://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/ir-library/ また、新着情報として証券取引所に対する適時開示情報や報道発表資料を掲載しているほか、英語版サイトには、英文決算短信なども掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、コーポレート戦略本部IR広報部がIRを担当しております。 取締役常務執行役員 コーポレート戦略本部長 佐々木勝巳 執行役員 コーポレート戦略本部副本部長 味木俊衛 コーポレート戦略本部IR広報部長 山崎宗一郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、2009年10月に策定した「積水化成成品グループ100年ビジョン」において、「人と環境を大切に 夢をふくらませる積水化成成品グループ」というCSR宣言を掲げ、地球環境を含むすべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、グローバルに社会の持続的発展に貢献すべく取り組んでおります。 2019年度からは、「環境リーディングカンパニー」を目指し「“活”プラ」を図るべく、従来から注力している3R活動(Reduce、Reuse、Recycle)に加え、2R(Replace、Re-Create)を含んだ「SKG-5R」活動を推進しており、植物由来の材料を用いた素材や生分解性に優れた素材の開発など、事業を通じて持続可能な社会に貢献してまいります。 また、地球規模の新たな課題である海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、化学関連業界で発足させた「海洋プラスチック問題対応協議会」や、経済産業省が後援している「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス」に入会して活動したり、世界に向け情報発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンに当社グループの取り組み事例を登録したりするなど、積極的に取り組んでおります。
その他	当社では、女性従業員の活躍推進に向けて、意欲のある女性従業員に対して、教育支援を実施し、基幹職(いわゆる管理職に相当)登用、職域拡大をはかっております。2019年3月31日現在では、当社の取締役、監査役および執行役員に女性はおりませんが、経営職・基幹職では、232名中9名に女性を任命しております。 (女性活躍推進計画) ・方針:意欲のある女性を採用し、その能力を十分に発揮し、活躍するための環境整備を行う。 ・目標:正社員の採用人数に占める女性の割合を17%以上にする。 ・施策: 1. 正社員の採用人数における女性の割合を増やす。 2. 求職者に対する積極的な広報活動を行う。(求人・会社案内等で、女性活躍の状況、両立支援制度等の紹介をする。) 3. 人材育成の観点から、多能工化推進のため、異動ローテーションを促進する。 4. 女性活躍推進に向けた啓発活動を実施する。 5. 女性自身の意識意欲の向上を目的として、キャリア形成の研修を実施する。 6. ダイバーシティについて、社員へ理解を深めるよう啓蒙する。 (育児関連制度の拡充) ・法定以上の育児休職期間の導入(法定:1年6カ月、当社:2年) ・小学校就学前の子供の看護をする休暇の導入(法定:無給、当社:有給) ・法定以上の育児短時間勤務の導入(法定:3歳、当社:小学校3年生) (次世代育成退職者再雇用制度) ・結婚・出産・育児・介護で、家庭責任を果たすために就業中断を余儀なくされるあるいは選択する従業員に対して、キャリア形成においての就業中断が、本人にとっても会社にとっても不利益となる状況を緩和するため、再雇用制度を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 積水化成品グループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社および当社子会社（以下「積水化成品グループ」と総称する。）を対象とする「CSR宣言」を制定し、その中で、社会的責任を履行するための基盤の一つとして「コンプライアンスを重視した誠実な経営活動」を掲げ、法令および社会倫理規範の遵守を企業活動の根幹とする。その実現のために、社会の構成員として遵守すべき「コンプライアンス行動指針」を制定し、積水化成品グループの全ての役員および使用人（以下「役職員」と総称する。）に対し、法令および社会倫理規範に則った業務執行を求める。

積水化成品グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」においてグループ全体を横断的に統括、管理する。当社子会社には、規模に応じて「コンプライアンス委員会」または「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」委員長の指示に基づいて施策を実行する。積水化成品グループの役職員に対しては、「コンプライアンス行動指針」を具体化した「コンプライアンスマニュアル」を配布した上、それを利用したコンプライアンス研修を定期的実施することにより、コンプライアンス意識の醸成および定着を促し、コンプライアンスを重視した業務執行の実現をはかる。

反社会的勢力に対しては毅然とした行動をとり、一切関係を持たないことを当該行動指針および当該コンプライアンスマニュアルに定め、周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、意思決定の適法性を確保するとともに、監査役および内部監査部門である監査室が当社の各部門ならびに当社子会社の監査を実施することにより、積水化成品グループ全体の業務執行の適法性および適切性を確保する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用管理に当たる。

さらに、積水化成品グループの全役職員が、直接、社内担当部署または社外弁護士にコンプライアンス違反を通報できる社内通報制度「SKGクリーン・ネットワーク」を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見および是正を図る。通報内容は秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないことを「社内通報制度運用規則」に定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規則」に基づき、取締役会資料・議事録をはじめとする職務の執行・意思決定に係る情報を文書または電磁的記録（以下「文書」と総称する。）に保存する。取締役、監査役および執行役員は、文書を常時閲覧することができる。

文書を含む情報の管理は、「文書管理規則」、「情報セキュリティ基本規則」および「個人情報保護規則」に基づいて実施する。

(3) 積水化成品グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

積水化成品グループは、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、発生する可能性のあるリスクを抽出し、そのリスクの大きさ、発生頻度等を評価分析すると同時に、損失回避の方法を検討することなどによって、可能な限り損失の危機を排除し、リスクを統括管理する。

また、災害等のリスクに対しては、「危機管理マニュアル」を策定し、積水化成品グループの役職員に周知徹底させることにより、当該リスクの発生防止に努めるとともに、有事においては、「緊急事態対応措置要項」に基づき、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括してグループ全体の危機管理にあたる。

(4) 積水化成品グループにおける取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会における経営の意思決定機能の最適化を図るとともに、業務執行とその監督機能の分離を進め、それぞれの機能を強化するため、執行役員制度を採用する。

当社では、取締役会を原則として月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。さらに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役会の開催に先んじて、常勤の取締役、常勤監査役および執行役員が出席する常務会を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項の審議を行う。

また、当社子会社の業務運営に関しては、「関係会社管理規則」に基づき、当社主管部署に対する事業内容の定期的な報告と重要案件に係わる当社での審議・決裁を求めること、さらに、必要に応じて当該子会社に対して取締役、監査役、主要使用人等を派遣すること等により、当該子会社における業務執行の適切性及び効率的な事業執行を確保する。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえグループ中期経営計画およびグループ年度計画を立案し、積水化成品グループの目標を設定する。各部門および各子会社においては、その目標達成に向けて具体策を立案し、実行する。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、IT技術を活用した電子役員会議室で議論を行うなど業務の効率化を図るとともに、経営上重要な情報を識別し、確実に取締役および執行役員に伝達されるシステムを構築する。

(5) 積水化成品グループにおける業務の適正を確保するための体制

積水化成品グループは、(1)～(4)の内容等を中軸にして、企業集団の業務の適正を確保する。

加えて、「グループ会社社長会」などを通じて、グループ経営理念・事業ビジョンの確認・徹底を図るとともに、中期経営計画の策定内容や業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的なヒアリングを実施する。

さらに「SKGポータル（グループ内のイントラネットサイト）」などを活用し、グループ内相互の情報の共有化をはかる。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が補助すべき使用人を置くことを取締役が要請した場合、取締役は監査役と協議のうえ、補助使用人を置く。

監査役の下に補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の異動等については、監査役会の同意を要する。

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、他の業務に優先してこれを遂行することとし、当該命令について取締役および執行役員等からの指揮命令権が及ばないこととする。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役および執行役員は、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、会計監査人その他の社外の専門家に対して助言を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託する等し、所要の費用を請求するときは、当該請求にかかる費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(8) 積水化成品グループにおける取締役および使用人が監査役に報告するための体制

積水化成品グループの役職員は、監査役から業務に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、積水化成品グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他積水化成品グループの経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、監査役に報告する。さらにその報告体制の整備をはかる。

また、監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、常務会には常勤監査役が出席するほか、決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求める。

前段、前々段の報告・説明を行ったことを理由として、当該報告・説明者に対して、不利益な扱いを行わない。

さらに、監査役は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に出席し、また、積水化成成品グループにおける社内通報制度の内容およびコンプライアンス上の問題について報告を受ける。

なお、内部監査部門である監査室は、当社および子会社に対して会計監査および業務監査を行い、監査結果はその都度、代表取締役および監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人が実施した会計監査の説明を受けて、定期的に意見交換会を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会う等、会計監査人と連携、協調を図り、監査の充実に努める。

さらに、代表取締役をはじめ、各業務執行責任者と定期的な意見交換会を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、「積水化成成品グループコンプライアンス行動指針」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは毅然として対応し、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを定めております。

(2) 整備状況

反社会的勢力に関する事項についてはすべて法務コンプライアンス部で対応しており、不当要求防止責任者の設置および「反社会的勢力への対応要領」等の有事マニュアルを整備し、不当要求に対する基本的な心構えやその対応方法を定め、当社グループにおいてその指導および啓蒙活動を行っています。また、当社の役職員が反社会的勢力からの不当な要求を知ったとき、または疑義を抱いたときには、報告・相談が円滑にできるよう、内部通報窓口として「SKGクリーン・ネットワーク」を設置しています。平時においては、加盟している大阪府企業防衛連合協議会や所轄警察署、株主名簿管理人等から関連情報を収集し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めています。有事においては、所轄警察署や顧問弁護士と速やかに連携し、適切な指導を受けながら対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、投資者に公正、公平かつ適時に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しましては、株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」といいます。）ならびに関連法規に沿って情報開示を行っております。

適時開示規則の「決定事実に関する情報」および「決算に関する情報・その他」については、常務会の審議、代表取締役社長の決定を経て取締役会に付議し、その承認をもって適宜、適切に開示しております。

また、「発生事実に関する情報」については、代表取締役社長または担当取締役の判断により、発生後遅滞なく適宜、適切に開示しております。

